

令和8年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関“設備”整備事業）について

【補助対象等】

○簡易陰圧装置

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保を内容とする協定締結医療機関 (主に病院)	簡易陰圧装置の購入費	1床当たり 4,320,000円	10/10

○検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保又は発熱外来を内容とする協定 締結医療機関（病院、診療所）	検査機器（PCR検査装置、 等温遺伝子増幅装置）の 購入費	1台当たり 9,350,000円	10/10

○簡易ベッド

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保又は発熱外来を内容とする協定 締結医療機関（病院、診療所）	簡易ベッドの購入費	1台当たり 51,400円	10/10

○HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
発熱外来を内容とする協定締結医療機関 (病院、診療所)	HEPA フィルター付き空 気清浄機（陰圧対応可能 なものに限る。）の購入費	1施設当たり 905,000円	10/10

※ 陰圧ブースを設ける等、設備設置室内を陰圧化するための用途に限り、補助対象となります。

【留意事項】

- ・補助金額の内示後に着手（契約・購入等）し、令和9年2月28日までに整備を終える設備が対象となります。（内示は令和8年6月以降を予定しています。）
- ・補助対象となる設備整備は、締結する医療措置協定による病床確保又は発熱外来（新興感染症罹患者を受け入れるため）に必要な設備整備に限ります。
- ・既存の設備において単に老朽化等を理由にした整備については、補助対象外となります。
- ・国及び県の予算には限りがあるため、事業計画書をご提出いただいても、不採択となる場合や減額採択となる場合があります。